

# 燃料油の荷積みにおける 「荷待ち時間等」の計測について

石油連盟  
fuel+



# 本資料の目的

- 2025年4月より、改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」（以下「改正物流効率化法」）が施行され、荷主（発荷主・着荷主）や物流事業者に対して、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課された。特に、2026年4月から施行される特定荷主制度では、一定規模以上の荷主事業者に対して、「中長期計画」の作成や「定期報告書」の提出が義務づけられている。
- 努力義務に関する荷主の判断基準や特定荷主に求められる措置等については、国が「解説書」※<sup>1</sup>や「手引き」※<sup>2</sup>を発行している。他方で、特定荷主に報告が求められる「荷待ち時間等」について、一貫性のある計測を維持するためには、荷主事業者や対象施設あるいはドライバー等関係者の間で、基本的な運用ルール（計測にあたっての起算点や終点の考え方等）が整理されている必要がある。
- 本資料では、製油所や油槽所における取扱いの実態を踏まえて、燃料油の荷積みに関する「荷待ち時間等」の計測を行う運用ルールについて定め、特定荷主となる石油会社や物流事業者に周知する他、行政関係者含め広く関係者が参考とできるよう公表するものである。

※1：「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」（初版は2025年4月1日発行）

※2：「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き」（初版は2025年9月30日発行）

# タンクローリー車載端末を使用して計測する場合

タンクローリー側の車載端末※で「荷待ち時間等」の時間計測をする場合は、以下のような運用ルールとする。

※ドライバーがタブレット端末を操作してログを残す、タブレット端末やローリーに搭載されたGPSを基にログを残す等

## 1. 「荷待ち時間」と「荷役等時間」の計測・報告について

➤ 「荷待ち時間」と「荷役等時間」を切り分けて「荷待ち時間等」※1  
として計測・報告することも可※2。

※1：「荷待ち時間等」：「荷待ち時間」及び「荷役等時間」

※2：「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」  
(以下「荷主解説書」、初版ではP39～40)

“原則としては、荷待ち時間と荷役等時間を分けてそれぞれ把握する必要がありますが、実態として切り分けられない場合等は「荷待ち時間等」として「荷待ち時間」と「荷役等時間」を分けずに把握することも可能”



# タンクローリー車載端末を使用して計測する場合

## 2. 「荷待ち時間」の起算点について

(1) 到着時刻・時間帯の指示等がない場合：「到着時刻」から

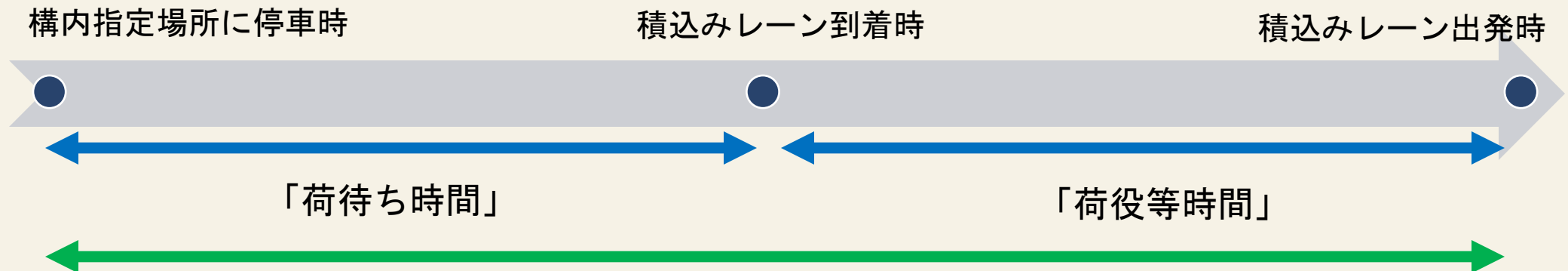
(2) 到着時刻・時間帯の指示等があり、

① 当該指示等された時刻・時間帯より早く到着した場合

② 指示時刻等に到着した場合

③ 指示時刻等より遅く到着した場合

上記①～③のいずれについても「到着時刻から」とする。



「荷待ち時間」と「荷役等時間」を分けなくて「荷待ち時間等」として計測・報告することも可

## 【参 考】

- 「荷主解説書」では、指示された到着時刻・時間帯よりドライバーが早く到着した場合は、指示時刻等から「荷待ち時間」を起算することとしている。
- 燃料油の荷積みに関しては、以下のような理由を踏まえて、ドライバーが早く到着した場合でも、「到着時刻」を「荷待ち時間」の起算点として、実態に即した時間計測に努めることとする。

理由：混雑緩和のため、石油元売会社が配車表に積込予定時刻/時間帯を記載して物流事業者に提供することはあるが、あくまで「目安」として示されている。実態として、当該時刻/時間帯より早く到着した場合でも、到着したローリーは当該時刻/時間帯まで待つことなく、そのまま入構できる運用となっており、指示時刻等を「荷待ち時間」の起算点にすると実態に合わない計測結果になる。

# タンクローリー車載端末を使用して計測する場合

## 3. 製油所/油槽所における「到着時刻」の定義について

- 入構後、対象施設の指定場所(例 タンクローリー待機駐車場等)  
にタンクローリーがに停車した時点とする。
- 車載システムの仕様等の事情で入構時を起算点とすることも可とする。



## 4. 「荷待ち時間」の終点（＝「荷役等時間」の起算点）の定義について

- 「荷待ち時間」と「荷役等時間」を切り分けて計測・報告する場合は、「積込レーン到着時」を「荷待ち時間」の終点（＝「荷役等時間」の起算点）として計測・報告する。

## 5. 「荷役等時間」の終点について

- 荷積み作業終了後、積込みレーンを出発する時点、とする。



# タンクローリー車載端末を使用して計測する場合

## 6. 「休憩時間」の取扱いについて

- 構内での「休憩時間」を「荷待ち時間等」に含めて計測・報告することとする。
- 「休憩時間」を記録することが可能な場合は、「休憩時間」を控除して報告することも可。

## 7. 定期報告書への記載

- 自社持届け分（特定第一種荷主分）の「荷待ち時間等」の計測結果を、バーター取引分等 倉取り分（特定第二種荷主分）の推計結果として、定期報告書「2-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果」の算定に含める場合には、「3 荷待ち時間等の状況に関する参考情報」欄に、その旨を記載する。

### 3 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

区分	参考情報
特定第一種荷主	
特定第二種荷主	(燃料油の荷積みに関しては、車載端末による特定第一種荷主分により推計した結果を用いている旨を記載)

備考 当該特定荷主自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。  
また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

# タンクローリー車載端末を使用して計測する場合

## 8.その他

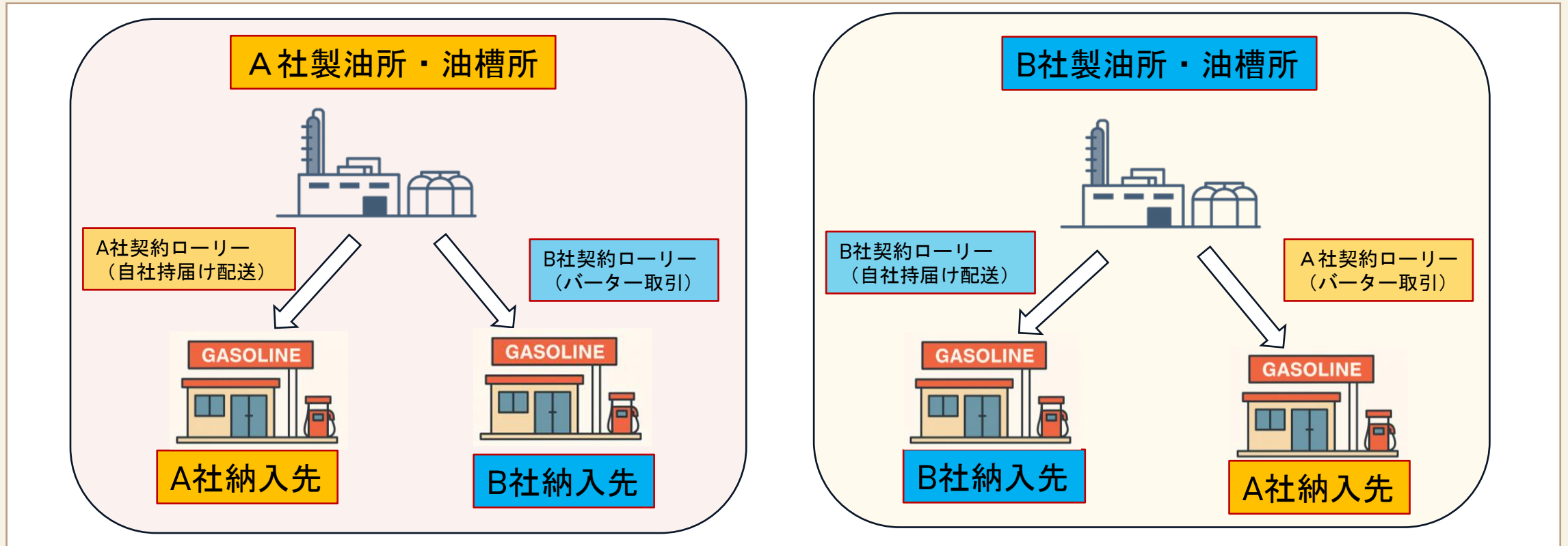
- 車載端末を用いて時間計測を行うにあたっては、バーター取引先と連携する等により、自社持届け分の運行の計測結果が、他の運行の計測結果と比較して大きく差がないこと※を示す例証を準備しておく。

※「特定荷主手引き」（初版ではP28）

<計測対象から除くことができる運行>

「トラック予約受付の導入等により網羅的な計測に取り組んでいる事業者において、システムの仕様、運送契約形態その他の都合により計測が難しい一部の運行（当該運行における荷待ち時間等の状況について、他の運行と比較して大きく差が無いと判断できる場合に限る。）」

## 【参考】 燃料油物流におけるバーター取引とは



※倉取り：石油会社の取引先が、自社で手配したタンクローリーによって石油会社の製油所や油槽所から燃料油を引取って配送。

※バーター取引：倉取りの一種であるが、石油元売会社の間では物流効率化のため、同量の石油製品を相互に融通するバーター取引が広く活用されている。  
A社出荷基地で近隣に出荷基地を持たないB社のタンクローリーに燃料油を引き渡す（同様の地理的条件等でB社出荷基地よりA社に引き渡し）。タンクローリーの配送距離や運転時間を短縮。

# 製油所/油槽所側の記録（ログ）を使用して計測する場合

製油所/油槽所側の記録(ログ)を使用して計測する場合、以下のような運用ルールとする。

## 1.「荷待ち時間」と「荷役等時間」の計測・報告について

➤ 「荷待ち時間」と「荷役等時間」を切り分けず「荷待ち時間等」として計測・報告する。

## 2.「荷待ち時間」の起算点について

(1)到着時刻・時間帯の指示等がない場合：「到着時刻」から

(2)到着時刻・時間帯の指示等があり、

①当該指示された時刻・時間帯より早く到着した場合

②指示時刻等に到着した場合

③指示時刻等より遅く到着した場合

上記の①～③のいずれについても「到着事項から」とする。

# 製油所/油槽所側の記録（ログ）を使用して計測する場合

## 3. 「到着事項」（＝「荷待ち時間」の起算点）について

➤ 到着後、速やかに事務所で受付作業を行った時点、とする。

※「荷主解説書」（初版ではP12）：到着時刻（到着後速やかに受付等を行う場合は、受付等を行った時刻）

➤ 但し、入構時を起算点とすることも可とする。

## 4. 「荷役等時間」の終点について

➤ 荷積み作業終了後、積込みレーンを出発する時点、とする。

※アース取外し時等の記録（ログ）を利用

➤ 但し、出構時とすることも可とする。

## 5. 「休憩時間」の取扱いについて

➤ 構内での「休憩時間」を含めて計測・報告することとする。



# 製油所/油槽所側の記録（ログ）を使用して計測する場合

## 6. 「定期報告書」への記載について

- 定期報告書の「1-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果」（特定第一種荷主としての報告）ならびに「2-3 1回の受渡しに係る荷待ち時間等の計測結果」（特定第二種荷主としての報告）への記載に際して、それぞれの「荷待ち時間等」を区別せず、平均時間を「1-3」ならびに「2-3」に記載し、3「荷待ち時間等の状況に関する参考情報」にその旨を記載する。

※「特定荷主の手引き」（初版ではP46、48）

備考5「各計測対象施設において、特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の受渡しを区別することが難しい場合については、それぞれの荷待ち時間等を区別せず、平均時間を1-3（2-3）にまとめて記載し、3にその旨を記載すること。」

### 3 荷待ち時間等の状況に関する参考情報

区分	参考情報
特定第一種荷主	（特定第一種荷主としての貨物の受渡しと特定第二種荷主としての貨物の受渡しを区別することが難しいため、平均時間を用いた旨を記載）
特定第二種荷主	

備考 当該特定荷主自らが管理する施設数に増減があった場合に、その旨及び理由を記入すること。  
また、その他荷待ち時間等の状況に関し、参考となる情報を記入すること。

# 改正物流効率化法のポータルサイト等

## ○改正物流効率化法ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

### 【掲載内容】

- ・「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書」（荷主判断基準の解説書）
- ・「特定荷主の物流効率化法への対応の手引き」 等